

## 売買春に係る規制の在り方検討会

# ヒアリング資料

---

性的搾取の現場から見た売春防止法の課題と改正の必要性

令和8年4月7日

特定非営利活動法人 **ぱっぷす**

(Organization for Pornography and Sexual exploitation Survivors : PAPS)

# 1 性的搾取をめぐる現場の実態

## 1-1 用語の整理

ぱっぷすは、2020年11月より東京都内で性売買が深刻化しているエリアでアウトリーチ活動を実施しています。本資料では、現場で出会う女性たちの状況を実態に即して伝えるため、以下のとおり用語を整理します。

- 「売春」は“春を売る”つまり性行為を婉曲的に表した言葉であり、問題の本質を見えにくくするため、「性売買」と表記しています。ただし、売春斡旋・管理売春・売春防止法などの専門用語はそのまま使用しています。
- 「たちんぼ」とは、路上で客を待つ女性を指す俗語ですが、歴史的に貧困や搾取の中に置かれた人々に対して使われてきた経緯があり「性を売らざるを得ない女性」「当事者」と表記しています。

## 1-2 ぱっぷすに寄せられた性売買に関する新規相談人数

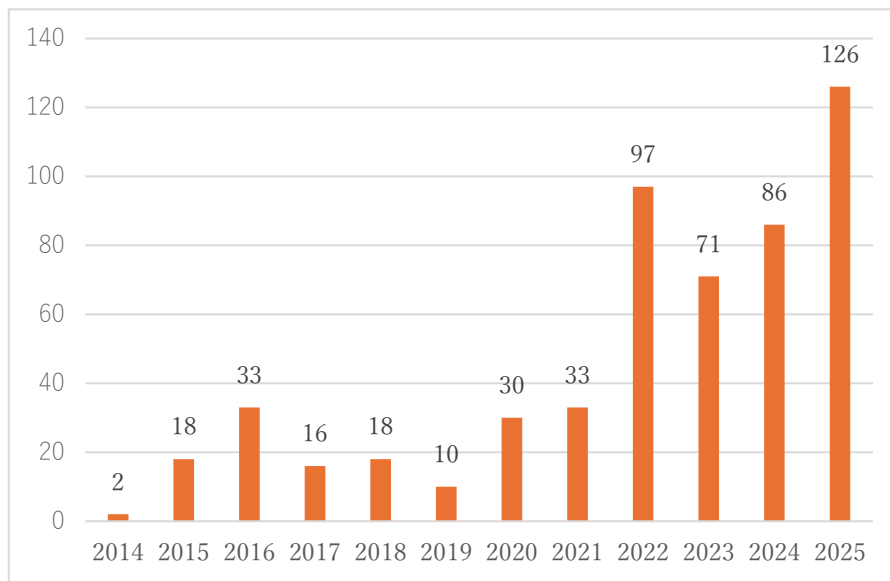


図1 ぱっぷすに寄せられた性売買に関する新規相談人数(※)

※ 性売買に関する新規相談人数については、性風俗関連特殊営業に関する被害相談を含みます。  
(ただし AV 出演被害・デジタル性暴力被害は含みません)

ぱっぷすに寄せられた性売買に関する新規相談人数は、2020年以降、顕著な増加傾向を示しています。この急増の背景には、大きく二つの要因があります。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活困窮です。2020年以降、失業や収入の減少により経済的に追い詰められた女性が性売買に参入せざるを得ない状況が生まれました。コロナ禍で参入した層が、時間の経過とともに搾取構造に固定化され、抜け出せなくなってから相談に至るといった時間差の影響もあり、2022年以降の急増につながっています。
- 2022年にはAV出演被害防止・救済法が成立し、性的搾取の問題に対する社会的関心が高まりました。2023年には刑法改正により不同意性交等罪・不同意わいせつ罪・撮影罪が施行され、「不同意」という概念が法律に明記されたことで、「自分がされていることは犯罪だった」と認識する当事者が増えました。特に撮影罪の新設は、性売買の現場で行われている盗撮や脅迫的な撮影に対して、犯罪として相談できるという認識を広げています。さらに2024年には女性支援法が施行され、支援体制の可視化が進みました。

しかし、2025年の126件でさえ氷山の一角にすぎません。相談に至らない当事者がその何倍も存在すると推定されます。相談件数の増加は問題の悪化ではなく、これまで不可視であった被害がようやく可視化されつつある過程と考えます。

### 1-3 路上で性を売らざるを得ない状況にある女性の実態

路上で性を売らざるを得ない状況にある女性の実態は、以下のとおりです。

項目	内容
年齢層	10代後半～20代前半が中心。一部に10代前半の方もいます。
背景・動機	家庭環境の問題（DV・虐待・貧困）、進学・就労困難、ホストクラブ売掛金の返済、精神疾患、孤立など複合的な困難を抱えている。
「選択」or「強制」	「自分で選んだ」と語る方も、支援を重ねると搾取的な関係や脅迫・借金の存在が明らかになるケースが多い。意思決定が歪められた状態での「選択」であることが多く、構造的搾取の結果である。
仲介者・搾取者の存在	ホスト・スカウト・性売買斡旋業者・暴力団など仲介者が介在しており、当事者個人の問題にとどまらない。歌舞伎町には指定暴力団事務所がホストクラブ地帯を取り囲むように複数存在している。
外国人観光者との関係	新宿の「TACHINBO」「Okubo Park」が海外YouTuberに取り上げられ、外国人観光者のナイトスポット化が進んでいる。買春需要が外部から持ち込まれることで状況が悪化している。※別紙参照
被害の実態	客による暴行・強制行為・代金未払い、仲介者による搾取（上納金・管理売春）、梅毒・HIV等の性感染症リスクの増大、望まぬ妊娠。

## 1-4 当事者を取り巻く困難

### 1-4-1 事例の紹介

#### 事例 1

Aさんは父子家庭で育ち、幼いころから父親による虐待を受けていた。

18歳以降も親からの虐待は続いたため、家を逃げ出し、歌舞伎町周辺で路上で性を売らざるを得ない状況に至った。当団体のシェルターで生活する中でも、「もしかしたら父親は心配しているのかもしれない」と話すなど、自身が置かれてきた状況や関係性について、整理しきれていない様子が見られた。

⇒ 児童相談所で保護体験があるが、本人にとっての避難先にはならなかった。

#### 事例 2

Bさんは、家庭の経済状況が厳しく、

そのため中学時代から生活費を得る手段として“援助交際”を行うようになった。中学卒業後はアルバイトをしていたが、「自分で学費を稼ぐから高校に行きたい」と伝えたが、母親からは「あなたにはまだ早い」と言われ、高校進学ができなかった。次第に家にいる時間が減り、自宅を離れたいという思いが強くなり、その後、インターネットで知り合った男性の家を転々とする生活を送り、その過程で待ち合わせた男性から公衆トイレでレイプされることもあった。その後、別の男性から「交通費を出すから東京に来ないか」と誘われ、歌舞伎町に来ることとなり、路上で性を売らざるを得ない状況に至った。

#### 事例 3

Cさんは、親からの虐待を理由に、児童養護施設で生活していた。

退所後はグループホームで生活していたが、いじめを受けるなどして生活の継続が困難となり、その場を離れることとなった。その後、安定した居場所を確保できないまま、歌舞伎町周辺で路上に立ち、性を売らざるを得ない状況に至っている。

⇒ 児童養護施設やその後のグループホームといった支援の枠組みを経験しているが、いずれも本人にとって継続可能な居場所にはならなかった。

#### 事例 4

Dさん（児童）は、  
家庭内では、母親が目の前で自殺未遂を繰り返すほか、十分な食事が与えられないこともあり、  
母親からは自殺未遂について「あなたのせいでしょ」と責められ、  
本人の状況を理解し支える大人はいなかった。そのため家から逃げ出し、歌舞伎町周辺にて路上で性を売らざるを得ない状況に至った。

このように当事者が置かれている状況には、いくつもの困難が重なっています。これら是一つひとつが独立しているのではなく、互いに影響し合いながら本人の生活の基盤を不安定にしています。

#### 1-4-2 当事者を取り巻く困難の例

1. 幼少期からの性虐待（電車内での性暴力被害も含む）・学校でのいじめ暴力・ネグレクトによるトラウマや愛着障害
2. 精神疾患・発達障害等による困難
3. 経済的困窮・住まいの不安定さ
4. 教育機会の格差・就労スキルの欠如
5. ホストクラブ商法・地下アイドル商法などによる巨額の売掛金（借金）

とりわけ大きな影響を及ぼすのが「コミュニケーションや理解の難しさ」です。これは単に「話すのが苦手」ということではありません。言葉の意味を正確に理解することや、数字やお金の感覚をつかむこと（簡単な引き算ができない、例：8-3=5など）、手続きの流れを理解することなど、社会の中で生活するうえで必要となる場面です。こうしたつまずきは、日常生活に限らず、人とのやり取りが求められる場面全体に影響します。そのため、取り締まりの対象となった場合にも、被害を受けていてもそれを訴えることや、支援・医療につながるものが難しくなります。

#### 1-5 性的搾取が成立する仕組み

性的搾取は、個人の選択や意思の問題としてではなく、「需要」「仲介構造」「脆弱性」が相互に作用することによって成立し、固定化される構造的な問題です。

まず、性を買う側の需要が存在することにより、市場としての前提が形成されます。これに対して、スカウト、ホスト、性売買斡旋業者等の仲介構造が介在することで、当事者と需要側が組織的に接続します。さらに、当事者が抱える多様な脆弱性が、この構造への流入と拘束を容易にするのです。

ここで重要なのは、売る側と買う側の間に大きな力関係の差があることです。

### 事例 5

Eさんは幼少期から家族からの虐待を受けており、身分証を持たず地方から歌舞伎町に逃れてきた。そのような中で、声をかけてきた買春者に「ご飯を食べさせてあげるし、お金もあげる。だからホテルに行こう」と言われた。当時は所持金がなく、安心できる寝床もない状況にあり、相手の言葉に依拠して判断せざるを得ない状態であった。

### 事例 6

Fさんは、家がなく毎日のネットカフェ代を確保するために大久保公園周辺に立っていた。声をかけてきた買春者から提示された条件は本人の希望よりも低いものであったが、「嫌ならいい」と言われたため、その条件で応じることとなった。本人としては、その時「自分で決めた」という認識であったが、当時は所持金がほとんどなく、他に現実的な選択肢がない状況であった。

買う側は、多くの場合、安定した収入や住まいを持ち、社会の中で生活基盤を確保しています。一方で、当事者は、住まいが不安定であったり、継続した就労が難しかったりと、生活の基盤が脆弱な状態に置かれています。

一見すると「取引」という形をとっており、売る側にも金額や相手を選ぶ余地はあるように思えます。しかし、買う側は多数の選択肢の中から条件に合う相手を選ぶことができるのに対し、当事者は生活の不安定さや経済的な事情などから、その場で応じざるを得ない状況に置かれることが少なくありません。そのため、売る側と買う側の間には大きな力関係の差があり、対等な関係とはいえません。

さらに、先述の当事者が抱える困難、とりわけコミュニケーションや理解の難しさは、この差を一層広げます。相手の言っていることを十分に理解できないままやり取りが進み、自分の考えや意思をうまく伝えられないため、不利な立場に置かれやすくなります。その結果、被害を受けてもその状況から抜け出すことが難しくなります。

このように、当事者が置かれている状況は単なる背景にとどまらず、構造の中で利用（悪用）される要因となっています。こうした関係は一度生じると固定化しやすく、同様の状況が繰り返されることで、性的搾取が継続的に生み出される要因となっています。

### 日常化する通行人に対する路上買春の申し入れ

新宿駅東口・新宿歌舞伎町周辺において、通行人の若年女性に対し、無作為に買春の申し入れをする人たちがいる問題があります。こうした行為は特別な場所や状況に限られたものではなく、日常的に街中で起きています。見知らぬ人に対して一方的に性的な関係を持ちかける行為が、あたかも「ナンパ」として軽く扱われている現状があります。

ぱっぷすでは、当事者と同じ年齢層のスタッフもアウトリーチ活動を行っていますが、買春者が「なにしてんの、遊ばない?」と言いながら絡んできて、買春の申し入れを受けることがあります。このような経験は、子どもの頃から繰り返し受けてきたものです。これは個人の出来事ではなく、誰が対象になってもおかしくない、構造的に生じている問題です。

### 1-6 「抜け出しにくさ」を生む構造

性売買の中に置かれる状態は、一度入ると抜け出せないというよりも、生活の基盤が崩れることによって、再び同じ状況に戻らざるを得なくなる構造の中で繰り返されます。

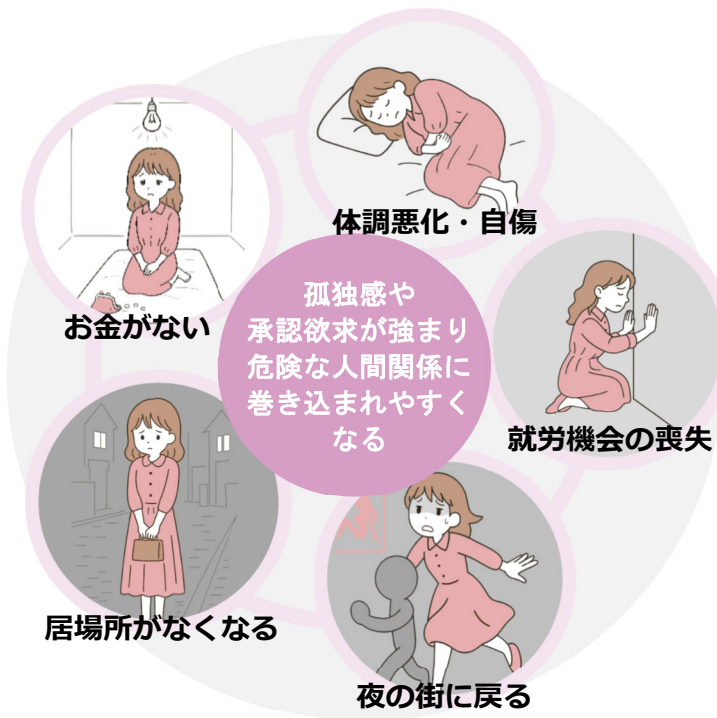


図2 困難が連鎖・循環する構造

- 1 **居場所（居所）がない**  
安定した生活ができず、休養も取れない  
親が頼れない
- 2 **体調悪化・大量服薬・自傷**  
就労機会の喪失、死にたい気持ち
- 3 **就労できない**  
身分証や学歴・職歴・住所がなく、人間関係の困難から、仕事や福祉につながらず就労をあきらめてしまう
- 4 **お金がない**  
お金の貯め方がわからない  
サバイバルのため危険な環境に戻る
- 5 **再び居所を失う／心身が不調に**  
繰り返しにより、さらなる困難に

住まいが不安定になれば心身の調子を崩し、心身の不調は就労を遠ざけ、就労できなければ経済的に行き詰まる。こうした課題は一つが崩れると次々に連鎖し、状況は坂を転がるように悪化していきます。そして一度この連鎖に入ると、同じところを何度も回り続けることとなります。さらに、この過程では心理的な影響も大きく働きます。被害を受ける中で、恐怖や安心感、愛着（不安や恐怖を感じた時に、特定の大人に頼り、心の安定を求める）といった感情が重なり、「自分で選んだ」「自分が悪かった」と感じやすくなります。こうした認識は、外部に助けを求めることや状況を変えることを難しくします。そのうえ、孤立や不安の中で「誰か

に必要とされたい」という気持ちが強まり、特定の相手に依存せざるを得ない状況が生まれます。その結果、不利な関係であっても離れにくくなります。

このように、生活の崩れ、心理的な影響、人間関係が重なることで、同様の状態が繰り返され、以下の図のように、当事者が自力で抜け出すことは極めて困難になります。

### スパイラルが生む「危険な人間関係への依存」

スパイラルに陥ると、「孤独感」や「誰かに認めてもらいたい気持ち」が強く働くようになります。この心理的な空白に、搾取者（ホスト・スカウト・売春斡旋業者等）が巧みに入り込みます。「あなたのことを大切にしている」という言葉が、危険な関係への入口となるのです。一度スパイラルに入ってしまうと自力では抜け出すことが極めて困難です。だからこそ、まず「居所の確保」と「安心して休める場の提供」が支援の第一歩となります。法改正により当事者が罰せられることなく支援に繋がれる環境を整えることが、このスパイラルを断ち切る鍵です。

## 1-7 現場から見える構造的課題

### 事例 A

■ Aさんは、親による虐待を受けて育ち、親子関係の悪化により勘当された。身分証や住所を持たない状態で生活基盤を失い、自力で生活する手段として性を売らざるを得ない状況であった。そのため、東京での生活においては、自身を必要としてくれるのは「ホストクラブ」しかなかった。ホストと同棲しながら ■ 多額の支出を行っていた。

■ Aさんは売春防止法違反、いわゆる「客待ち」の容疑で逮捕された。

■

一方で、現金は「犯罪収益」として小銭を除きすべて押収され、家賃や生活費をどうすべきか尋ねた際には、警察から「 ■ 友達に借

りて」と説明されるのみで、福祉機関へ繋げられることはなかった。そのため、釈放された当日から当団体のシェルターで受け入れた。

## 事例 B

家賃が払えなくなり、性風俗産業に従事し始める。性風俗産業の店を掛け持ちしても家賃を払うことができず、滞納し、退去となった。

家をなくし、住所も失ったため、性風俗産業の店も辞めざるを得なくなった。その後は路上に立ち、性売買により、その日のネットカフェ代を稼いでいる。ある日、声をかけてきた買春者からホテル前で警察であることを告げられ、その場で売春防止法違反により逮捕された。住む場所がないため、釈放後は歌舞伎町付近に戻されている。

生活保護の受給を希望した。申請にあたり無料定額宿泊所を紹介されたが、そこでは門限があり、夜間の外出が制限される。路上で買われること以外に収入を得る手段がないと考え、入所すると生活が立ち行かなくなると判断し、入所は断念した。現在も路上に立ち続けて生活している。

## 事例 C

大久保公園周辺では、警察が現れると、女性たちは「摘発だ」と思いその場から一斉に離れ、走って逃げる様子が見られる。突然の出来事に慌てながら、持ち物をまとめてその場を離れる姿も確認されている。一方で、周囲にいる男性たちはその場にとどまり、逃げる女性たちの様子を見ながら笑ったり、携帯電話で撮影したりしている場面が見られる。

## 事例 D

Dさんは、性を売らざるを得ない状況にあり、大久保公園周辺で声をかけてきた買春者とホテルに行った。その際、相手から殴られたり首を絞められたりするなどの暴力を受け、性行為を強要されたうえ、所持していた金銭も奪われた。暴行により顔が腫れるなどの被害を受けている。しかし、Dさんは自身が摘発の対象となることをおそれ、警察に相談することができなかった。

### 1-7-1 売春防止法の構造的な非対称性

しかし問題は、単に処罰の有無の差にとどまりません。当事者である女性のみが「犯罪者」として可視化され、社会的に非難の対象とされる一方で、需要側や仲介的立場にある者は不可視のままとなっています。

実際に、Aさんはホストクラブへの支出を主な動機として性売買を行っており、同棲していたホストはその状況を認識していました。しかし、逮捕後、ホストは住居から退去し店舗も退店しているものの、法的な責任は問われていません。

このように、性売買を成立させている構造の中で、脆弱な立場にある当事者のみが「問題の主体」として扱われ、一方的に責任を負わされる非対称な構造が存在しています。

### 1-7-2 罰した後の支援「逮捕→押収→生活困窮→性売買への回帰」

現行犯で逮捕されたとしても、48時間で釈放されるようなケースでは、この仕組みは機能していません。釈放後の生活再建は、民間の支援団体に完全に依存しているのが実態です。本件においても、得た報酬は犯罪収益として没収されており、行政の福祉機関に繋がることはありませんでした。その結果、当事者は生活基盤を欠いた状態で社会に戻されています。

ぱっぷすは、シェルター提供、行政手続きの同行、警察との連絡調整、心理支援の調整などを行いましたが、これらはすべて民間の自主的な取り組みであり、公的な制度として位置づけられていません。

しかも、支援の中で浮かび上がったのは、「逮捕、押収、生活困窮、そして性売買への回帰」という悪循環です。本人自身が「お金が返ってこなければ路上に立って性を売る」「別の場所で立つ」と繰り返し発言しており、現行の取り締まりが性売買の防止どころか、性売買への回帰を構造的に促進している実態があります。

さらに重要なのは、現行制度においては、本来であれば刑法上の不同意性交等罪が成立し得るような状況であっても、性売買という形式をとることで、その違法性が実質的に問われにくくなっている点もあります。

### 1-7-3 支援への繋がりにくさ

本事例からは、当事者が支援や相談機関に繋がりにくい構造も明らかとなっています。事例Aでは、外国人観光客から「女性にお金を渡したが性行為ができなかった」といった通報が複数寄せられていたと報道されています。すなわち、買春者側はトラブルが生じた際に、自ら警察へ通報することが可能な立場にあります。一方で、当事者の女性が「性行為をしたが代金を支払ってもらえなかった」といった被害を受けた場合、警察に相談することは容易ではありません。性売買に関与している当事者自身が摘発の対象となるため、相談すれば自分が処罰され

る可能性があると考えからです。

このように、警察に相談できる側とできない側が明確に分かれており、そのこと自体が力関係の差を生み出しています。事例Cでも、警察が現れた際に女性はその場を離れる一方で、男性はとどまる様子が見られ、この関係性の差が現れています。

さらに、逮捕や取り締まりの経験は、この状況を一層深刻にします。実際に摘発を受けた当事者にとって、警察は相談先ではなく、「自分を取り締まる存在」として認識するようになります。その結果、被害を受けても警察に相談することができず、支援や制度に繋がる機会が失われていきます。相談できる相手がいないまま、同じ環境にとどまり続けることになり、状況の改善がより困難になります。

#### 1-7-4 訪日外国人による路上買春とその背景

近年、アウトリーチ活動を行う中で大久保公園周辺では訪日外国人による買春行為が目立ち始めています。**※別紙参照**

背景には、SNSや動画配信等を通じて、「TACHINBO」や「Okubo Park」といった場所が紹介され、日本において路上で女性と交渉することで性行為が可能であるかのような情報が広がっていることが考えられます。こうした情報は断片的であり、制度や法的な位置づけが十分に説明されないまま受け取られている可能性があります。その結果、日本では性売買が実質的に容認されている、あるいは合法であるかのように認識されている状況が生じています。実際には、売春防止法により性売買は規制されているものの、現場では買春者が処罰されないケースが多く、結果として「罰されない」という実態が存在しています。このことが、訪日外国人から見た際に「性交をお金で買うことは実質的に合法である」との誤認を強めている可能性があります。

このように、現場の実態と情報発信が結びつくことで、需要が外部から流入し、それがさらに現場の状況を悪化させる要因となっています。

#### 1-8 現行の法規制では捉えられない被害の実態

現行の売春防止法が規制の対象としているのは主に「売る側」の行為（勧誘・誘引）であり、実際に被害が生じる以下の場面を十分にカバーしていません。

- 買春者による暴行・強制・詐欺行為（被害が立証困難なため泣き寝入りが多い）
- ホストクラブ商法による性売買への誘導（改正風営法施行後も残る課題）
- SNS・マッチングアプリを通じた新手の性売買の勧誘・申し入れ
- 外国人買春者への対応（現行法の適用が困難なケースあり）

支援現場では毎日、「法律があっても守られない」当事者と向き合っています。法の穴を突いた手口が次々と生まれており、現行法の改正が急務です。

## 2 現行売春防止法の課題

### 2-1 現行法の構造と限界

#### 売春防止法

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

- 現行法の目的規定は「善良な風俗の維持」「人としての尊厳」二つの法益を並列させているが、この二つは本質的に異なる方向を向いています。「善良な風俗の維持」は社会秩序の観点であり、当事者を「風紀を乱す存在」として位置づける根拠となってきました。法の保護法益を「個人の人格的自由の尊重」および「脆弱な立場にある者に対する搾取の防止」へと再定義しない限り、個別条文をいくら修正しても、法全体の方向性は変わりません。
- 令和5年の不同意性交等罪・不同意わいせつ罪などの刑法改正により、人としての尊厳・人格を中核とする法体系へと前進しました。一方で、売春防止法は依然として旧来の枠組みにとどまっています。肛門性交による被害の存在や、性同一性障害者を含む被害の多様性を踏まえれば、現行の性別要件は実態に適合しておらず、被害の適切な救済を妨げています。
- 売春防止法第5条は勧誘・客引きを処罰しますが、これは事実上、「売る側」（主に女性）のみに適用されます。「買う側」には何の処罰規定もありません。「売春の防止」を掲げながら、需要側を一切規制しないのは、規制の非対称性があり、法の下での平等の観点からも問題があります。
- 第3条で売春を禁止しつつ罰則を設けず、第5条で勧誘のみを処罰する。この結果、売春自体は違法だが処罰されない、しかし勧誘すれば処罰される、という一般市民にも性売買当事者にも理解しにくい法構造になっています。
- 捜査実務においても、繁華街に立っている・声をかけた・金額の話をしたといった事実から「売春目的」が推認されます。本人が実際に性交するつもりがなかった、あるいは、途中でやめるつもりだったとしても、外形的な勧誘行為があれば立件可能です。内心の立証が厳密に求められない運用になっています。

- 買春客の側から声をかけ、女性が応答しただけでも「勧誘」と認定される余地があります。需要側は何の処罰も受けないにもかかわらず、応答した側だけが処罰されるという構造です。
- 売春防止法第11条（場所提供）の罰金上限は10万円、第12条（管理売春）でも30万円にとどまります。この罰金額は現在の経済状況や犯罪の実態に照らして極めて低水準であり、抑止力として十分に機能しているとは言い難いといえます。

これらの規定は制定当時（1956年）の社会状況を前提としており、その後ほとんど見直されていません。その結果、組織的・営利的に行われる売春関与行為に対しても、経済的制裁としては軽微にとどまる構造が残されています。処罰対象となるのは主に「売る側」による公衆の目に触れるような勧誘行為（第5条）に限定されており、「買う側」の行為は現行法上ほぼ不問とされています。

区分	売る側（女性）	買う側（男性）
性売買行為そのもの	違法（第3条）	違法（第3条）
公衆の場での勧誘行為	罰則あり（第5条）	罰則なし
誘引行為	罰則あり（第5条）	罰則なし

## 2-2 法の非対称性がもたらす問題

性を「売る側」のみを罰し「買う側」を不問にする構造は、以下の深刻な問題を生じます。

### 2-2-1 当事者への二重被害

性的搾取の被害者であるにもかかわらず、逮捕リスクを負うのは女性側であり、支援への相談を妨げています。

### 2-2-2 需要の放置

買春需要が減らないため、性的搾取市場が維持・拡大し続けています。性的搾取の根本は、セックスを買う側の需要の結果といえます。

### 2-2-3 摘発の難しさ

立件は主に女性の「勧誘行為」が要件であり、仲介者・管理売春者への対処は別の法律（職安法・風営法等）に頼らざるを得なくなります。

#### 2-2-4 支援へのアクセス困難

当事者が逮捕を恐れて支援機関に近づけず、被害が深刻化してから発覚するケースが多くなります。

#### 2-2-5 児童買春・児童ポルノ禁止法との断絶

児童買春・児童ポルノ禁止法は、対償を供与し、又はその供与の約束をして18歳未満の者から性行為・性行為類似行為をした者を5年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金に処しています。ここでは「買う側」が処罰の対象であり、「売る側」の児童は被害者として保護されます。ところが、その同じ人物が18歳の誕生日を迎えた瞬間、法的な位置づけは一変します。買う側への罰則は消滅し、逆に売る側が勧誘罪（売春防止法第5条）で逮捕される対象となります。法体系として説明が付きません。

つまり、17歳の時点で性的搾取の被害者として保護されていた人物が、18歳になった途端に「風紀を乱す者」として取締りの対象に転じるのは、被害の実態が年齢で変わるものではない以上、制度の矛盾といえます。

#### 2-2-6 女性支援法との接続

令和6年4月施行の女性支援法により、売春防止法の補導処分（第3章・第4章）は廃止されましたが、第5条の勧誘罪は「売る側を罰する」規定として残存しており、困難女性支援法が掲げる「切れ目のない支援」の理念との整合性を欠いています。女性支援法附則第2条第2項は、施行後3年（令和9年4月）を目途に施行状況の検討を行うことを定めており、本検討の中で、売春防止法第5条がもたらす支援への障壁についても併せて議論されるべきだと考えます。

### 2-3 脆弱性の搾取という暴力性

以上を踏まえ、現行法が捉えられていない買春行為の類型は下記のとおりです。

#### 2-3-1 現行法が捉えられていない買春行為の類型

##### (1) 脆弱性利用型

買春の相手方が困窮、家出、心身の疾患、依存（薬物・薬の大量服薬等）などの脆弱な状況にあることを知りながら、その状況を利用して対価を伴う性行為等を行う。

##### (2) 若年者対象型

買春の相手方が若年である場合（児童買春禁止法の対象外であっても、それに準じる未成熟な状態と認識して行うもの）を指す。特に若年女性への性売買需要が高い。

**(3) 優越的地位・支配利用型**

経済的・社会的地位の差や、心理的な支配関係を利用して対価を伴う性行為等を行う。

**(4) 搾取構造介在型（媒介利用型）**

周旋、媒介、管理などの搾取的な第三者を介して行う。

**(5) 反復・常習型**

反復して対価を伴う性行為等を行い、性的搾取の構造を維持・助長させる。

**2-3-2 買春行為に内在する構造的な暴力**

ぱっぷすの支援現場から見えてくるのは、買春行為に内在する構造的な暴力です。

以下、その力関係を整理します。

項目	現場から見える実態
買春者の社会的立場	買春者の多くは、安定した住居・収入・社会的信用など「社会的生活の基盤」を持っています。その基盤があるにもかかわらず、「 <b>社会的基盤を持たずに脆弱な状況に置かれた人の性を買う</b> 」これ自体が、脆弱性を利用した暴力性です。
「脆弱性を買う」という構造	当事者が性を売らざるを得ない背景には、貧困・借金・虐待・孤立・精神疾患など深刻な脆弱性があります。買春者はその脆弱性があるからこそ買えます。性を買うとは、結果的に他者の脆弱性を金銭で購入することです。
警察へのアクセスの非対称性	買春者がトラブルに遭った場合は警察に相談できます。一方、性を売らざるを得ない女性は現行法のもとで「勧誘」として摘発される可能性があるため、被害を受けても警察に相談できません。加害を行った側が保護され、被害を受けた側が罰せられます。
法の建付けの逆転	本来は、社会的基盤のある者が、基盤のない者の性を買う行為そのものが問題であり、規制されるべきです。しかし現行の売春防止法は、その基盤を作れなかった側（当事者・女性）を処罰し、基盤のある側（買春者）を不問にしています。この「逆転した法構造」が、買春行為を実質的に容認し、性的搾取を温存・助長しています。

**現場の声：「セックス・ショッピング」を可能にしている現行法**

現行の売春防止法は、その名称こそ「売春防止」ですが、実態は買春者が処罰されないまま性を「選んで買う」ことを許容しています。国際的には「女の子ショッピング」「セックス・ショッピング」と表現します。買春者は罰せられることなく、脆弱な状況にある女性の性を自由に「選んで買う」これが、現行法が温存する現実です。

**買う行為に何ら制裁がなければ、需要はなくなりません。「買春者を処罰しないこと」それ自体が、性売買を助長する構造です。**

**2-4 摘発・放流サイクルが、より当事者を孤立させる**

現行法の下で当事者が摘発された場合、多くのケースでは略式処分・釈放となり、数日以内に新宿歌舞伎町周辺に戻されます。この「摘発→放流→再び性売買」のサイクルは、当事者の状況を次の3つの点でさらに悪化させます。

問題	現場で起きていること
福祉へのつながりの困難化	摘発・逮捕の経験は当事者に「また捕まるかもしれない」という恐怖を植え付けます。支援機関に連絡することも「通報されるかもしれない」という不信感につながり、アウトリーチ※が届きにくくなります。
警察への相談の困難化	買春客・仲介者から暴行・詐欺・脅迫被害を受けても、「自分も捕まる」という恐怖から警察への相談を断念するケースが多発します。被害が潜在化し、より深刻な被害を受け続ける悪循環に陥ります。
性的搾取者からの支配強化	「捕まったこと」が搾取者（ホスト・スカウト等）に知られることで、「法律違反者」として弱みを握られ、支配・管理が強まるケースもあります。摘発が保護につながらず、搾取構造の深化を招くことがあります。

※アウトリーチとは、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し声掛けなどを行い福祉が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことを指します。

このように、摘発は当事者の保護にはつながらず、孤立を深め、搾取構造を強化する結果となっています。当事者の脆弱性に寄り添い、性売買から離脱できるよう支えるには、摘発ではなく福祉的支援への接続が不可欠です。売春防止法の改正により、当事者を「罰する対象」から「支援する対象」へと転換することが、この悪循環を断つための第一歩です。

### 3 法改正の提言：売春・買春防止法への改正

#### 3-1 政策提言の基本方針

ぱっぶすは、以下の基本方針に基づく法改正を求めます。

- 性を売らざるを得ない側（当事者）は罰するのではなく、支援の対象とする。
- 性を買う側（買春者）にも罰則を設け、需要側を規制する。
- 法の名称を「売春・買春防止法」または「性売買防止法」に改正し、買う側も法の対象であることを明示する。

これらを実現するためには、法の保護法益を「社会風紀」から「個人を性的搾取から保護すること」へと明確に転換することが必要です。すなわち、現行法は「社会の秩序を乱す行為への対処」という枠組みにとどまっており、その結果として、当事者を保護の対象ではなく取締りの対象としてしまう構造が温存されています。

#### 3-2 北欧モデル（スウェーデン・モデル）の導入

1999年にスウェーデンが導入し、ノルウェー（2009年）・アイスランド（2009年）・フランス（2016年）・アイルランド（2017年）・イスラエル（2020年）等が採用している「北欧モデル」を参考に、以下の政策提案を行います。

対象	方針
売る側（当事者）	非処罰化とセットで法的に支援の対象とする。経済的拘束・心理的支配の除去、住居確保・就学・就労支援の充実。
買う側（買春者）	買春行為が発覚した場合、または性売買の相手方となるよう勧誘した場合に罰金・懲役等の罰則を科す。
仲介者・搾取者	現行の職安法・風営法・刑法（人身売買罪等）の最大限活用と罰則強化。
支援体制	性を売らざるを得ない状況の原因除去のためのサポート・生活再建支援の強化。予防教育・啓発活動の推進。

### 3-3 日本法における改正イメージ

#### 3-3-1 本改正の目的（法の目的の再定義）

現行法が掲げる「善良な風俗の維持」は、時代や社会によって変動する相対的な概念であり、その適用範囲や内容については慎重な検討が求められます。他方で、他者が望まない形で性的な働きかけにさらされない権利や、生活の平穏を守る必要性があることは言うまでもありません。本提案では、こうした必要な規制の意義を踏まえつつ、その根拠を「善良な風俗」という抽象的概念ではなく「他者の人格的利益や生活の平穏の保護」という観点から、より明確に再構成することを目指します。

#### 3-3-2 「売春をする行為」の非犯罪化・支援への転換

##### (1) 勧誘等の罪（第5条）の廃止または大幅な縮減

路上等での客待ち・勧誘行為に対する刑事罰については、廃止または大幅な縮減を行います。ただし、他者に対して反復・執拗に働きかけることにより、意思に反して性的な関与を求められる状況を生じさせるなど、他者の生活の平穏や人格的利益を具体的に侵害する場合に限り、限定的に規制を認めます。

##### (2) 支援措置の義務化

売春を行う状況にある者を発見した際、捜査機関や関係機関は、刑事罰を科すのではなく、福祉的支援（女性支援法等に基づく措置）へ接続することを原則とします。刑事罰の適用は、他者に対する明確な権利侵害が認められる場合に限りです。

#### 3-3-3 「買春の勧誘」及び「買春行為」に対する刑事規制の導入

取引を成立させる主体である買う側を、主たる処罰対象として位置づけます。買春の勧誘行為に対しては罰金刑を基本とし、再犯は加重します。買春行為については「搾取・侵害性が高い類型」には刑事罰を科します。

##### (1) 脆弱性利用型

相手方が困窮、家出、心身の疾患、依存（薬物・OD等）などの脆弱な状況にあることを知りながら、その状況を利用して対価を伴う性行為等を行う行為。（※脆弱な状況の内容および認識要件については、過度に広範とならないよう慎重な限定が必要となる）

##### (2) 若年者対象型

相手方が若年（児童買春禁止法の対象外であっても、それに準じる社会的・精神的未成熟の状態）であることを認識しながら行う行為。

##### (3) 優越的地位・支配利用型

経済的・社会的地位の差や、心理的な支配関係を利用して対価を伴う性行為等を行う行為。

##### (4) 搾取構造介在型（媒介利用型）

周旋、媒介、管理などの搾取的な第三者を介して行う行為。

#### (5) 反復・常習型

反復して対価を伴う性行為等を行い、性的搾取の構造を維持・助長させる行為。

### 3-3-4 助長行為（搾取構造）に対する規制の強化

#### 媒介・収益化の厳罰化

性売買を媒介・管理し、収益を得る行為、あるいは債務等によって性売買を強いる行為に対する罰則を強化し、組織的な搾取を抑止する。

### 3-3-5 附則・関連法との連携

#### (1) 証人保護・秘匿措置

買い手の処罰に際し、売り手側が証言等を行う場合の安全確保およびプライバシー保護の特例を設ける。

#### (2) 教育・啓発

「買う行為」が脆弱な立場の者への加害・搾取になり得るという認識を広めるための啓発活動を国の責務とする。

### 3-3-6 更なる検討課題

#### (1) 立証の具体性

例えば「脆弱性の利用」を認定するために、どのような客観的証拠（SNSのやり取り、所持金、生活実態等）が必要になるか。

#### (2) 刑罰の均衡

既存の「不同意性交等罪」や「児童買春」の刑罰と比べて、この新設される「買春罪（仮）」の法定刑をどの程度に設定すべきか。

#### (3) 第三者の介在

いわゆる「ホスト」や「スカウト」による心理的・経済的支配が、本改正の「媒介・管理」の定義にどこまで含まれるか。

## 3-4 日本における実現可能性について

### 3-4-1 段階的導入による現実的アプローチ

ぱっぷすは、上記の方針を強く推進しますが、一方で、売春防止法第1条（目的）の全面改正は、国民的議論を要するテーマとされています。いわゆる「セックスワーク論」と「廃止論」の対立が表面化した場合、議論がこう着し、結果として何も動かない事態に陥ることも想定されます。そのため、これまで述べてきた実情を踏まえ、被害救済に直結する部分から段階的に改正を積み上げていくという方法も現実的な選択肢のひとつとしてあります。

令和6年4月に施行された女性支援法では、売春防止法の「矯正から支援へ」の転換は既に前例があります。その延長線上として、被害者認定制度や支援体制の整備を進めていくことは、法技術的にも十分可能と考えます。現に、フランスの2016年法においては、性を売る側の勧誘罪廃止・被害者認定・支援体制整備・買春処罰を一体的に立法化した先例を示しており、法技術的なモデルが存在します。

路上における性売買の勧誘だけではなく、SNSなどによる性売買の勧誘も積極的に行われており、搾取される側と搾取を拡大させる構造が同時に存在しています。

このような状況においては、路上に限定した規制では実態に対応しきれず、オンラインを含めた包括的な規制のあり方を検討する必要があります。

### 3-4-2 段階型モデルにおける支援の在り方について

現在の女性相談支援センター（旧・婦人相談所）の運用は、主に、DV被害者の安全確保を主な想定として設計されています。DV被害者に必要な保護：加害者からの物理的隔離 → スマートフォン制限・所在地秘匿・門限・外出制限は合理的ですが、一方で、性売買に関わる女性に必要な支援においては必要なのは、経済的自立・健康・生活の再建であり、上記の制限は生活の自由を奪い「施設に入ること自体が罰」と感じさせてしまう問題が生じています。

そのため、「入所して保護する」という単一の入口に限定するのではなく、当事者の状況と意思に応じて複数の支援経路を用意する設計が必要です。

#### 3-4-2-1 アウトリーチ型（ローバリア、ハードル無し）

支援機関との接点がない、または施設利用を望まない方に対し、民間団体による街頭・オンラインでのアウトリーチ（夜間巡回・SNS相談）、匿名での相談対応（本名・住所の申告不要）、必要に応じて一時的な宿泊場所の提供。「繋がりを切らない」ことだけを目的とする。

ぱっぷすが実施しているアウトリーチ・居場所支援がここに該当します。

#### 3-4-2-2 通所型・ドロップイン型（小ハードル）

- 相談や日常的な支援を受けたいが、施設に入りたくない方
- 夜間・深夜に利用できるドロップイン・センター※（予約不要）
- 生活相談・法律相談・医療機関への同行支援
- 食事・シャワー・洗濯等の日常生活支援

- 就労準備プログラム（履歴書作成、職業訓練情報）
- 住居確保支援（民間賃貸への移行支援）
- トラウマケアなど、メンタルヘルスのサポート。

※ドロップイン・センターとは、予約や紹介なしで、誰でも気軽に立ち寄れる支援拠点のことです。  
（ドロップイン：ふらっと立ち寄る）

DV 被害者向けシェルターとは物理的に別の施設とする。門限・スマートフォン制限なし。通所のみで入所を強制しない。児童であれば、既存の児童福祉法で運用されている自立援助ホーム等の枠組みを活用可能。

### 3-4-2-3 居住型支援（女性自立支援施設、旧婦人保護施設）

住居を失っている、または安全な住居がない方で、入所を希望する方。個室・プライバシーの確保、生活再建プログラム（経済的支援・就労支援・心理ケア）などが必要です。

DV 対応のシェルターとは別の施設・別の運用基準とする。スマートフォンの使用は原則許可（DV 加害者からの追跡リスクがないため、制限する合理的理由がない）。門限は柔軟に設定。「保護」ではなく「自立に向けた生活の場」として位置づけます。

### 3-4-2-4 緊急保護（DV 型と共通）

暴力団・管理売春組織等から逃げてきた方、人身取引被害者、内容：従来の DV 対応型の保護（所在地秘匿・通信制限等）に限り、DV 被害者と同等の安全確保措置が合理的です。ただし、拒絶された場合は、上記 3-4-2-2、3-4-2-3 へ移行できるようにします。

## 性売買離脱の意思表示をしなくても支援が受けられる仕組み

フランスのモデルでは性売買離脱支援プログラムへの参加には「離脱の意思表示」が必要とされ、これが批判の一因になっています。上記 3-4-2-1、3-4-2-2 では性売買の離脱を条件とせず（既に、官民協働等女性支援事業では実現されている）、3-4-2-3 では本人の希望に基づく自立支援として位置づけることで、更にハードルを下げられます。

支援現場では「やめたいけどやめられない」「やめられないけれど助けてほしい」という声が多く、離脱か継続かの二者択一を迫ること自体が、当事者の複雑な状況を反映していないと考えます。つまり、「やめたい」と明言できること自体が、ある程度の安定や自己認識を前提としています。つまり、最も支援を必要としている人ほど、この条件を満たせないという逆説が生じてしまいます。

## 4 期待される効果と社会的コスト

### 4-1 法改正による期待される効果

売春・買春防止法への改正により、以下の効果が期待されます。

効果の種類	具体的な内容
社会的コストの低減	梅毒・HIV等の性感染症・予期しない妊娠・長期の精神的治療・就労機会の喪失・自死・親子の貧困の連鎖など、今後社会全体が被る被害（社会的コスト）の大幅削減
暴力団・犯罪組織の根絶	性的搾取や人身売買と暴力団・犯罪組織との結びつきを根絶、地域の治安回復に貢献
当事者の人権保護	性を売らざるを得ない方が人権侵害・社会的差別から保護される可能性が高まり、就労機会の選択肢が増え、被害回復につながる
女性の社会的地位の向上	女性が性的な商品として扱われなくなることで、児童買春・児童ポルノの根絶・女性の社会的地位や尊厳の向上につながる。他の法令との整合性も確保される
地域の安全・風紀の改善	買春需要の抑制により、路上での公然たる売春行為が減少し、地域社会への悪影響が改善される
需要側規制の抑止効果	スウェーデンでは法改正後に路上売春が大幅に減少し、買春が社会的に許容されない行為であるという規範が醸成された。また、買春者に対する教育プログラムの導入により、加害行為への認識を変え、再犯防止につなげる取り組み（行動変容プログラム）も行われている。 ⇒「罰する」から「変えさせる」

### 4-2 刑事規制と支援の両輪

法改正にあたっては、刑事規制と支援体制の充実を両輪として進めることが重要です。買春者への罰則強化と同時に、当事者への支援体制（住居・就労・心理ケア・債務整理等）の充実がなければ、当事者が孤立し被害が深刻化するリスクがあります。

ぱっぷすは、現行の困難女性支援法（令和4年成立）の枠組みも活用しながら、伴走型・継続型の支援体制を拡充することを合わせて求めます。

### 4-3 想定される懸念とその検討

本政策提言に対しては、いくつかの懸念が想定されます。  
主要な論点について現時点でのぱっぷすの知見は以下の通りです。

#### 4-3-1 「地下化が進み、かえって危険が増すのではないか」

買春者の処罰により、性売買が路上から不可視な形態へ移行し、かえって把握や支援が困難になるのではないかと、また売る側の危険が増すのではないかとという指摘があります。

しかし、スウェーデン政府の公式評価（2010年）では、路上売春の減少が屋内やオンラインへの大規模な移行を招いたという明確な証拠は確認されていません。ノルウェー政府の評価でも、買春禁止後に当事者への暴力が増加したという証拠は確認されておらず、買春需要の抑制により市場規模自体が縮小することで、搾取の機会そのものが減少する効果が指摘されています。同時期に買春規制のない近隣国と比較して、売春市場および人身売買の規模が抑制されていることも示されています。

一方で、SNSを使った取引の変化やリスクの移転を指摘する研究もあり、影響の評価には一定の議論が存在するのも事実です。しかし重要なのは、現行制度においてもすでにSNS・マッチングアプリ等を通じた性売買は広く存在しており、「地下化」は新たに生じる現象ではなく、むしろ現行法が十分に対応できていない領域であるという点です。

したがって、本政策提言では買春者処罰の導入と併せて、プラットフォーム事業者への削除義務・通報体制の整備、デジタル空間における勧誘・申し入れの規制対象化など、オンライン対策を一体的に進めることを求めています（本資料3-3-1参照）。

#### 4-3-2 「危険な客を受けざるを得なくなるのでは」

「買い手が減れば売る側は客を選べなくなる」という論理がありますが、前提に問題があります。路上で性を売らざるを得ない女性が現状で客を「選んでいる」というと、そうではありません。依存・借金・生計の圧迫のもとで、すでに危険な客を断れない状況にあります。

現行法のもとでは、売る側はすでに逮捕・前科・社会的排除という危険をすべて負っています。買う側はリスクゼロです。つまり「リスク転嫁が起きる」のではなく、「すでに100%転

嫁されている状態を是正する」のがノルディック・モデルの趣旨です。

需要が減ることによって母数が減り、仲介者の収益モデルが崩れる方が、長期的には暴力的な客との接触機会そのものを減らす方向に働きます。ただし、この効果は支援体制の整備と一体でなければ発揮されません。だからこそ、本提言は買春者処罰と当事者支援の法定化を不可分のセットとして位置づけています（4-3-3 参照）。

#### 4-3-3 「ノルディック・モデルこそ当事者を危険にさらしている」という批判

この批判は真摯に受け止める必要があると考えます。だからこそ、ノルディック・モデルの導入は、買春者処罰だけでなく、性を売らざるを得ない人の保護と支援の法定化を不可分のセットとして行う必要があります。

フランスの2016年法は、買春処罰と同時に勧誘罪の廃止、離脱支援プログラムの創設を設けました。処罰なき支援も、支援なき処罰も、いずれも不十分です。この両輪を制度として明文化することが、段階的改正の核心となっています。

#### 4-3-4 「個人の自由の問題ではないか」

性の売買は個人の自由な選択であり、国家が介入すべきではないという議論があります。

しかし、支援現場において確認されているのは、貧困、虐待、借金、精神的困難、孤立といった複合的な脆弱性の中で選択が歪められている実態です。性を売るという行為は、しばしば「選択」の形式をとりながらも、実質的には他に選択肢がない状況の中で行われています。

性売買とは、このような脆弱性に依存して成立する行為であり、単なる私的な取引ではなく、社会的に生み出された不均衡を利用する構造を持ちます。そのため、これを規制対象とすることは、個人の自由の制限ではなく、むしろ人権保護の観点から必要な措置です。

#### 4-3-5 「取締りが困難ではないか」

買春行為の立証や取締りは現実的に困難ではないかという指摘があります。本提言は、直ちに全面的な処罰を導入するのではなく、買春の「勧誘」「申し入れ」など、外形的に確認可能な行為から規制対象とする段階的な導入を提言しています。これにより、現行法の延長線上での運用が可能となります。

#### 4-3-6 「性売買を合法化・非犯罪化したほうが安全ではないか」

ニュージーランドは2003年に性売買を完全非犯罪化し、性労働者の警察への通報率向上な

ど一定の成果を上げました。しかし、同法はニュージーランド市民・永住者にのみ適用され、最も脆弱なアジア系移民労働者は依然として搾取的环境に置かれています。街頭の性売買も減少せず、合法化は需要の維持と、一度でも性売買に参入した女性が抜け出しにくくなる構造を招きました。さらに、管理売春が合法的な事業として産業化し、搾取構造が解体されるのではなく合法事業の中に埋め込まれる結果となっています。また、合法化によって性産業が正当な業界として確立されると、業界団体が利権を形成し、制度の見直し自体が政治的に困難になります。ドイツでは2002年の合法化後に性産業の市場規模が拡大し、制度の転換が事実上不可能な状態に陥っています。人口500万人の島国ですらこの状況であり、高度に組織化された性産業を抱える日本において、合法化は搾取の温存と拡大を招き、かつ後戻りできなくなる危険があります。

こうした二層化は日本の歴史でも立証されています。1958年の売春防止法施行まで、公認の赤線と非公認の青線が併存し、「管理された搾取」と「管理外の搾取」が固定化され、多くの若年女性が犠牲となりました。かつて立法府はその過ちを認め売春防止法を制定しました。合法化への回帰は、克服したはずの構造的搾取を再び容認することを意味します。

また日本では、ウリ専やニューハーフ風俗店で肛門性交を伴うサービスが提供されていますが、風営法の「異性の客の接待」に該当せず、法的な規制の枠組み自体が存在しません。従事者への労働安全衛生基準も性感染症対策の義務も人権侵害への監督も一切なく、被害を届け出る先もありません。禁止も規制もない放任状態で安全がまったく実現されていないこの現実が、非犯罪化=安全という主張を否定しています。

#### 4-3-7 「風俗産業全体が違法になるのか」

本提言は「性売買」（性交を伴うもの）を対象としており、風営法においても、いわゆる本番行為（性交）は違法行為です。風営法の範囲内で営業している風俗業全体を一律に禁止する提案ではありません。対象の明確化が重要です。

また、経済的影響についてはフランスの試算（年間32億ユーロの社会的コスト削減）が参考になります。性的搾取の維持にかかる医療費・福祉費・司法コストと、需要抑制による削減効果を比較すべきです。

#### 4-3-8 「売る側の非犯罪化は風紀を乱すのではないか」

売る側の非犯罪化は、売春の容認ではありません。売春防止法の禁止規定は維持します。変えるのは対応の方法です。

風紀の維持は、売る側を罰するのではなく、買う側を処罰することで、より効果的に実現で

きます。実際にスウェーデンでは、売る側を非犯罪化し買う側を処罰した結果、街頭での性売買はむしろ減少しました。国内においても、女性支援法の施行に伴い補導処分を廃止した際、風紀が乱れたことはありませんでした。売る側への罰則を外しても、買う側への罰則と適切な支援体制があれば、社会秩序は十分に維持できます。

#### 4-3-9 「刑法の謙抑性に反するのではないか」

刑法の謙抑性とは、国家刑罰権の行使は必要最小限であるべきという原則です。買春行為への罰則導入に対してこの原則が持ち出されることが想定されますが、以下の通り、本提言は謙抑性の要件を満たしています。

##### 4-3-9-1 補充性の要件

売春防止法は1956年の制定以来70年間、教育・啓発・福祉的対応によって需要の抑制を試みてきましたが、いずれも奏功していません。風営法による行政規制も性売買そのものの需要には手が届かず、民事的手段も力関係の非対称性のもとでは機能しません。70年間にわたる非刑事的手段の不奏功こそが、刑事的介入の補充性を裏づける実証的根拠です。

##### 4-3-9-2 断片性（保護法益の正当性）の要件

本提言では、法の目的を「善良な風俗の維持」から「他者の人格的利益と生活の平穩の保護」に再定義することを提言しています。これは個人的法益であり、刑法による保護に値します。性売買が買う側にとっては脆弱性につけ込む性暴力であり、売る側にとっては人格的利益の自己毀損であるという認識に立てば、保護法益は身体の安全と人格の尊厳にまで拡がります。

##### 4-3-9-3 寛容性（刑罰の相当性）の要件

本提言の二層構造は、基本類型を罰金刑（行政罰を含む）にとどめ、刑事罰は加重類型（脆弱性利用型・若年者対象型等）に限定する設計です。すべての買春に懲役刑を科すのではなく、行為の悪質性に応じた段階的な制裁体系であり、比例原則に沿っています。

以上の通り、保護すべき法益が明確であり、他の手段では対処が困難であり、刑罰の程度が相当である本提言は、謙抑性の要請に反するものではありません。

なお、現行の売春防止法第5条は、売る側の勧誘行為に対してすでに刑罰を科しています。性売買への刑事介入という一線はすでに越えており、被害者の側に刑罰を科すことの謙抑性を問わず、加害構造の側に刑罰を科すことの謙抑性のみを問うのは、論理的に一貫しません。問われるべきは刑罰権を行使するか否かではなく、その方向が正しいかどうかです。

## 5 海外の立法事例

### 5-1 買春者処罰の国際比較——日本の立ち位置

以下は、先進国・主要国における買春者処罰の有無を一覧したものです。フランス・カナダをはじめ多くの国が買春者処罰を導入しています。

国・地域	買春者処罰	制度・モデル	導入年
アメリカ合衆国	○	州法により規制 (ほぼ全州) ※1	州法による
スウェーデン	○	北欧モデル	1999年
韓国	○	性売買特別法	2004年
ノルウェー	○	北欧モデル	2009年
アイスランド	○	北欧モデル	2009年
カナダ	○	北欧モデル (PCEPA)	2014年
北アイルランド	○	北欧モデル	2015年
フランス	○	北欧モデル	2016年
アイルランド	○	北欧モデル	2017年
イスラエル	○	北欧モデル	2020年
<b>日本</b>	<b>×</b>	<b>売春防止法 (1956年)</b>	<b>改正なし (70年間)</b>

※1 アメリカは売春に関する規制が州法に委ねられていますが、ネバダ州の一部郡（8郡）を除くほぼ全州で買春行為は刑事罰の対象です。2024年にはノースカロライナ州・オクラホマ州が買春を重罪（フェロニー）に格上げしました。また、メイン州（2023年）は売る側を非犯罪化しつつ買う側の罰則を維持する北欧モデル型に移行しました。

## 5-2 フランスの事例（2016 年）

### フランス「売春者の保護および性売買制度との闘いを強化する法律」の骨格

「性的行為の購入を犯罪とし、性を売る側を非犯罪化・支援対象とする」ことを核心に、超党派・左右共同で可決された法律。フランス憲法院・欧州人権裁判所もその正当性を認定。

#### 5-2-1 4 本柱の構成

- ① 性売買斡旋・人身取引の撲滅強化・違法コンテンツ削除・通報の枠組み強化
- ② 性を売る側の非犯罪化と脱性売買支援プログラム・全 101 県に官民連携の支援委員会を設置。支援参加者は経済支援・宿泊・外国人は就労可能な仮滞在許可（6 か月・更新可）を取得できる
- ③ 性教育と予防の強化「セクシュアリティは相互の欲望に基づく、自由で無償のものでなければならない」ことを教育法典に明記
- ④ 買春者への責任と罰則・初犯 1,500 ユーロの罰金・前科登録。再犯 3,750 ユーロ。追加刑として「性行為の購入に対する意識向上研修」（費用は本人負担）

指標	数値・内容
買春で違反調書を取られた者	10,049 人（2016～2024 年） うち 2024 年単年：1,146 人、再犯：約 100 人
未成年への買春で違反調書	1,243 人（2016～2023 年）
脱性売買支援プログラム参加	1,783 件（2017～2024 年） うち 2024 年：806 件実施
社会復帰支援の恩恵者	延べ 1,342 人（2017～）。就職率 91%
外国人被害者への仮滞在許可	2023 年に 1,064 件交付。申請中 500 件以上
性売買斡旋・施設運営の有罪判決	法施行前比 106%増（2 倍）
性売買従事者数（推定）	35,000～40,000 人（85%が女性、53%がフランス人、うち 60%が未成年）

### 5-2-2 フランスの経済的コスト試算

参考試算（議会報告等に基づく）※推計値です。

項目	金額	日本円※
買春者の需要規模 (年間)	約 32 億ユーロ	約 5,896 億円
斡旋者・人身売買 事業者の利益	約 14 億ユーロ	約 2,579 億円
性売買による社会 的損失 (年間)	約 16 億ユーロ (10年で 85 億ユーロ)	約 2,948 億円 (10年で約 1兆 5,662 億円)
脱出プログラムの コスト (年間)	約 2.41 億ユーロ (社会的損失の約 4 分の 1)	約 444 億円

※1 ユーロ = 184.26 円で換算

**性売買を終わらせるための支援コストは、  
放置した場合の社会的損失の 4 分の 1 で済む**

出典：フランス「女性に対する暴力全国監視センター」Mme Olivier 氏報告

### 5-3 アメリカ合衆国の事例

#### 禁止主義モデル（Prohibitionist Model）——買う側も売る側も処罰

アメリカは「禁止主義」が基本形。北欧モデルとの違いは、売る側も犯罪化されている点です。ただし近年、売る側を非犯罪化しつつ買う側の罰則を維持する「北欧モデル型」への転換が各州で進んでいます。

項目	内容
法律体系	売春は連邦法ではなく州法で規制。ほぼ全州（ネバダ州の一部郡を除く）で買春・売春ともに刑事罰の対象。
連邦法：FOSTA-SESTA（2018年）	オンラインプラットフォームに対し、性売買の斡旋・人身取引の補助に対する法的責任を課す。成立後、性売買広告サイトが相次いで閉鎖。

#### 5-3-1 2023～2024年の注目すべき動き

州	内容	年
メイン州	全米初の北欧モデル型採用。売る側を非犯罪化・支援対象に。買う側の罰則は維持。	2023年
ハワイ州	売る側の部分的非犯罪化。性売買サバイバーへの財政支援法を制定。	2021～22年
ノースカロライナ州	買春行為を軽罪から重罪（フェロニー）に格上げ。全米2番目の重罪化州。	2024年6月
オクラホマ州	初犯から重罪（フェロニー）とする買春者処罰強化法が成立・施行。	2024年11月
デラウェア州	買春者への刑事罰を強化する法律を制定。	2024年

日本との比較において示唆的なのは、アメリカが「禁止主義」から「北欧モデル型（売る側の非犯罪化）」へと段階的に移行しつつある点です。売る側を罰する旧来の構造から脱却し、当事者を支援の対象とする潮流は国際的に加速しています。

## 5-4 北アイルランド・アイスランドの事例

北欧モデルの普及において、北アイルランドとアイスランドは先駆的な役割を果たしました。スウェーデン（1999年）・ノルウェー（2009年）に続き、英国・北欧圏での採用が相次いだことで、北欧モデルは国際的な立法潮流となりました。

国・地域	法律・概要	特徴・意義
北アイルランド (英国) 2015年	人身売買・搾取法 (Human Trafficking and Exploitation Act 2015)。買春者に最大1,000ポンドの罰金。売る側は非犯罪化。	英国で最初に北欧モデルを採用した地域。性売買サバイバーの立法証言が国会を動かし、超党派で可決。イングランド・ウェールズでの導入議論にも影響を与えている。
アイスランド 2009年	刑法改正により買春を犯罪化。売る側は非犯罪化・支援対象。累犯には最大2年の禁固刑。	ノルウェーと同年に採用。フィンランド・デンマーク・スウェーデンに隣接する北欧圏での連鎖的採用を象徴。小国でも実施可能なモデルとして注目。

## 5-5 韓国の事例（2004年性売買防止法）

### 韓国 2004年「性売買防止法」の概要

「性売買処罰法」と「性売買被害者保護法」の二法で構成。群山の性売買店火災で女性19名が死亡した事件（2000・2002年）を機に、女性運動が性売買を「女性への暴力」と再定義。2000年から4年間の立法運動の末に成立。

### 5-5-1 20年間の主な成果

指標	数値・内容
性売買集結地の数	2004年：35ヶ所 → 2024年：12ヶ所（20年間で66%減少）
犯罪収益の没収・追徴保全	2023年：総1,204件、4,389億ウォン相当。うち182億ウォン相当の建物を没収

<b>最大の性売買斡旋サイト閉鎖</b>	2019年：会員70万名のサイトを閉鎖。運営責任者に懲役2年・35億ウォンの追徴
<b>水原駅性売買集結地</b>	2021年：専門捜査チームが家宅捜索→同年5月31日に完全閉鎖
<b>性売買斡旋アプリの取締り</b>	2025年：全国2,500余りの性売買店に買春者情報を提供するアプリを摘発。23億4千万ウォンを没収・追徴
<b>支援機関数（2025年現在）</b>	全国91ヶ所（相談所29・シェルター47・自活支援センター13）

（出典：イ・ハヨン氏（性売買問題解決のための全国連帯共同代表））

## 5-6 スウェーデンの事例（1999年：世界初の買春者処罰法）

### 1999年「性行為の購入禁止法（Sexköpslagen）」

世界で初めて、性を売る側を非犯罪化しつつ買春者のみを処罰した法律。2010年スウェーデン政府公式評価報告書（最高裁判事 Anna Skarhed 委員長）により効果が正式に確認された。

指標	内容（スウェーデン政府公式評価等）
<b>路上売春の変化（法施行1年後）</b>	主要3都市の路上性売買従事者：726人（1998年）→340人（1999年）。約53%減少
<b>路上売春の変化（2010年公式評価）</b>	「路上売春が半減した」と公式評価報告書が確認。同時期、隣国デンマーク・ノルウェーでの路上売春はスウェーデンの約3倍規模
<b>買春経験のある男性の割合</b>	法施行前（1999年）：12.5% →2014年：7.7%（約40%減）
<b>人身売買の規模（比較）</b>	スウェーデン：推定400～500人/年。フィンランド：推定15,000人/年。ノルウェー・デンマーク：各6,000人/年
<b>地下化への懸念への回答</b>	2010年公式評価：路上売春減少が屋内や他手段への移行を招いたという証拠はなし
<b>国民支持率（2014年）</b>	法律支持：72%（女性85%・男性60%）

## 5-7 ノルウェーの事例（2009年）

指標	データ・内容（ノルウェー政府評価）
市場規模の変化	法施行直後に即座に縮小。その後増加傾向を見せたが、現在は法施行前より低い水準で安定。オスロ路上売春市場：法施行前比 40～65%の水準
人身売買への影響	政府評価報告：「法律がない場合と比較してノルウェーへの人身売買が減少した」
暴力への影響	買春禁止後に売春従事者への暴力が増加したという証拠は確認されていない（ノルウェー政府評価）

## 5-8 アイルランド・イスラエル・カナダの事例

国	法律・施行年	主な内容・成果・特記事項
アイルランド	2017年刑事法（性犯罪）法 →2024年さらに強化	2017年3月施行。初犯罰金500ユーロ～最高刑事訴追。施行後の起訴件数：2018年10件→2020年92件（研究者：「需要抑制の有望なスタート」）。2024年「性犯罪・人身売買法」として更に強化。当事者支援の充実と同時進行
イスラエル	2018年法律成立 2020年7月施行	クネセット（議会）で34対0の全会一致で可決。初犯：2,000シケル（約8万円）の罰金、再犯は4,000シケル、3回目以降は最大75,300シケルの罰金+刑事訴追。「教育・啓発プログラム」と組み合わせた段階的实施。女性指導者主導のキャンペーンが立法を後押し
カナダ	2014年PCEPA（搾取された人と地域を守る法律）	最高裁が旧法を違憲と判示した後、北欧モデルに基づく新法を制定。買春者・仲介者を処罰し売る側を保護。2023年オンタリオ州高裁がPCEPAの全条項を合憲と認定。国民の49%が現行法を支持、反対派は11%（CATWカナダ調査）。5年ごとの義務的見直し条項を内蔵

## 5-9 EU・欧州議会・欧州人権裁判所

北欧モデルへの支持はヨーロッパの主要機関においても明確に示されています。

機関・文書	立場・内容
欧州議会 (2014年)	「売春者ではなく客(買春者)を罰せよ (Punish the client, not the prostitute)」決議を採択。EU加盟国に対し北欧モデルの導入を勧告。性売買を「尊厳と身体の完全性に対する暴力の一形態」と規定。
欧州議会 (2023年9月)	「EUにおける売春の規制：越境的影響とジェンダー平等・女性の権利への影響」に関する決議を234対175の賛成多数で採択。北欧モデルへの移行を促進しつつ、性売買従事者の社会保障へのアクセス確保・支援サービスの充実・売る側の非犯罪化を勧告。
EU人身売買対策指令 (2011/36/EU)	EU加盟全国に対し、性的搾取目的の人身売買への「需要の削減」を義務づけ。買春需要が人身売買を助長するとの認識のもと、各国に需要抑制のための啓発・教育・処罰措置の強化を求めている。日本が参照すべき国際条約上の義務に近い枠組み。
欧州人権裁判所 (2024年7月)	フランスの2016年買春者処罰法が欧州人権条約第8条(私生活の尊重)に違反しないと全会一致で判決。
国連特別報告者 (2024年報告書)	国連・女性に対する暴力特別報告者(リーム・アルサレム氏)が2024年報告書で性売買の廃止主義的アプローチ(売る側の非犯罪化+買う側の処罰)を明確に支持。日本も加盟する国際組織犯罪防止条約・人身取引議定書も需要抑制の重要性を明示。

### 買春処罰法の『悪影響認定』は本当か？【ファクトチェック】

フランスの2016年買春者処罰法（ノルディック・モデル）の施行後、261人の当事者の原告が欧州人権条約第8条（私生活の尊重）に違反するとして欧州人権裁判所（ECtHR）に提訴しました。2024年7月、裁判所は全会一致で「条約違反には当たらない」と判決を下しました。判決は最終確定し、フランスの法律は正当と認められました。

しかし、日本国内では、裁判所が判決の過程で原告側の主張を検討したことをもって「裁判所が買春処罰法の悪影響を公式に認定した」と誤情報が流布されています。

正しくは、裁判所は「法律のせいでは当事者の状況が悪化した」と主張する原告側の証拠と、「当事者は法律以前から同様の困難やリスクにさらされていた」とする証拠が対立しており、裁判所はその因果関係を確定することはしませんでした。なお、261人の原告の背後には約20の支援団体がいたことが報じられている。当事者の自発的な訴えというよりも、特定の政策立場からの戦略的訴訟であったことをうかがわせています。

### 欧州・国際機関のコンセンサス

欧州議会は2014年・2023年と二度にわたり北欧モデルを勧告。欧州人権裁判所は2024年に北欧モデルの人権適合性を確認。EUの人身売買対策指令は需要削減を全加盟国に義務づけています。これらは「買春者を処罰することは国際的人権基準に反する」という主張が成立しないことを明確に示しています。日本の法改正を検討するにあたり、これらの国際的動向は無視できません。

## 6 ぱっぷすの政策提言まとめ

以上を踏まえ、ぱっぷすは検討会に対し、以下の事項を提言します。

### 【当面の優先課題】 買春勧誘行為の処罰化

ぱっぷすは北欧モデルの全面採用を最終目標としています。一方で、現在の日本社会における立法的なコンセンサスを踏まえると、まずは、売春防止法第5条のあり方から見直すことが現実的です。現行の第5条は、売る側の勧誘のみを処罰しています。

これは最終目標への段階的布石であり、社会的コンセンサスを形成する現実的な出発点です。

- 1 売春防止法を「売春・買春防止法」または「性売買防止法」に改正し、買春者も処罰対象であることを法律の名称に明示すること
- 2 現行第5条の規制対象を、売る側の勧誘行為だけでなく、買う側の「勧誘」「勧誘の受け入れ」「売春申し入れの誘引」にも拡大すること（当面の優先課題）
- 3 売る側の当事者を処罰対象とせず、または処罰を大幅に縮減し、支援の対象として明確に位置づけること
- 4 当事者への支援体制（住居・就労・心理ケア・医療・法律相談等）を大幅に強化し、公的な財政支援を確保すること
- 5 性売買に関する需要抑制教育・啓発活動を法律に明記し、国として取り組む姿勢を示すこと
- 6 SNS・マッチングアプリ・デジタル空間を通じた性売買の勧誘・申し入れに対し、規制の在り方を検討し、プラットフォーム事業者への削除義務・通報体制の整備を含む包括的な法整備を並行して進めること

性的人身売買は、セックスを買うという需要によって成立しています。

需要に働きかけることは、性売買を減少させ、性的搾取の連鎖を断ち切ることに繋がります。

## 謝辞

本資料の作成にあたり、現在も性売買の渦中にいる当事者のみなさま、研究者のみなさま、本資料の作成を支えてくださった助成金財団のみなさま、ぱっぷすを支えてくださっているご寄付者のみなさま、短い間にもかかわらず本資料の作成にご協力いただいたぱっぷすスタッフのみなさまなど、多くの方々のご支援を賜り、本資料を取りまとめることができました。心より御礼申し上げます。

## 引用元・参考資料

### 困難女性支援法の附則第2条(2-2-6)

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）— e-Gov 法令検索  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC1000000052>

### 令和5年刑法改正（不同意性交等罪）（2-1）

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）— 法務省  
[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html)

### ニュージーランド（4-3-6）

- New Zealand Prostitution Reform Act 2003 — NZ Legislation  
<https://www.legislation.govt.nz/act/public/2003/0028/latest/DLM197815.html>
- Report of the Prostitution Law Review Committee (2008) — NZ Ministry of Justice  
<https://www.justice.govt.nz/justice-sector-policy/key-reports/prostitution-law-review-committee/>

### オランダ（4-3-6）

- Daalder, A.L. (2007) "Prostitution in the Netherlands Since the Lifting of the Brothel Ban" — WODC (オランダ法務省研究機関) <https://www.wodc.nl/onderzoeksdatabase/1204a-evaluatie-opheffing-bordeelverbod.aspx>

### フランス(5-2)

- 「北欧モデル立法と性売買女性支援」での Mme Olivier 氏報告（2025年11月8日）
- LOI n° 2016-444 du 13 avril 2016 — Légifrance <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000032396046/>
- 欧州人権裁判所判決 M.A. and Others v. France（2024年7月25日）HUDOC  
<https://hudoc.echr.coe.int/app/conversion/pdf/?library=ECHR&id=003-8007995-11178092> HUDOC Press Release - Judgment M.A. and Others v. France  
<https://hudoc.echr.coe.int/app/conversion/pdf/?library=ECHR&id=003-8007995-11178092&filename=Judgment+M.A.+and+Others+v.+France+-+Criminalisation+of+the+purchase+of+sexual+acts+is+not+a+violation+of+the+Convention.pdf>
- Euronews - European rights court upholds French law penalising clients of sex workers (2024/7/25)  
<https://www.euronews.com/2024/07/25/european-rights-court-upholds-french-law-penalising-clients-of-sex-workers>

### アメリカ合衆国（5-3）

- Nevada Regulation of Brothels Initiative (2024) — Ballotpedia (米国政治百科辞典サイト)  
[https://ballotpedia.org/Nevada\\_Regulation\\_of\\_Brothels\\_Initiative\\_\(2024\)](https://ballotpedia.org/Nevada_Regulation_of_Brothels_Initiative_(2024))

- Nevada prostitution laws by county — Shouse Law <https://www.shouselaw.com/nv/blog/prostitution/counties-where-prostitution-is-legal-in-nevada/>

#### 北アイルランド・アイスランド (5-4)

- Human Trafficking and Exploitation (Criminal Justice and Support for Victims) Act (Northern Ireland) 2015 — [legislation.gov.uk https://www.legislation.gov.uk/nia/2015/2/enacted](https://www.legislation.gov.uk/legislation.gov.uk/nia/2015/2/enacted)
- Assessment of impact: criminalisation of purchasing sexual services — Northern Ireland Dept. of Justice <https://www.justice-ni.gov.uk/publications/assessment-impact-criminalisation-purchasing-sexual-services>

#### 韓国 (5-5)

- 「北欧モデル立法と性売買女性支援」での「性売買問題解決のための全国連帯」共同代表・イ・ハヨン氏報告 (2025年11月8日)
- Korea's New Prostitution Policy — University of Washington Law Review <https://digitalcommons.law.uw.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1465>

#### スウェーデン (5-6)

- スウェーデン政府公式評価報告書 SOU 2010:49 (Anna Skarhed 委員長)
- Prostitution policy in Sweden – targeting demand — Swedish Gender Equality Agency <https://swedishgenderequalityagency.se/men-s-violence-against-women/prostitution-and-human-trafficking/prostitution-policy-in-sweden-targeting-demand/>

#### ノルウェー (5-7)

- ノルウェー政府評価報告書 (Fafo Institute for Labour and Social Research 委託)
- EU・欧州議会・欧州人権裁判所 (5-9)

#### アイルランド(5-8)

- Criminal Law (Sexual Offences) Act 2017 — Irish Statute Book <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2017/act/2/enacted/en/html>
- Criminal Law (Sexual Offences and Human Trafficking) Act 2024 — Irish Statute Book <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2024/act/28/enacted/en/html>

#### イスラエル(5-8)

- Israel: Law Prohibiting Consumption of Prostitution Services Goes into Effect (2020年7月) — Library of Congress <https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2020-07-22/israel-law-prohibiting-consumption-of-prostitution-services-goes-into-effect/>
- What Israel's Campaign to End Prostitution Teaches Us About Women Leaders — Council on Foreign Relations <https://www.cfr.org/blog/what-israels-campaign-to-end-prostitution-teaches-us-about-women-leaders>

#### カナダ(5-8)

- Protection of Communities and Exploited Persons Act (S.C. 2014, c. 25) — Justice Laws Website [https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/annualstatutes/2014\\_25/page-1.html](https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/annualstatutes/2014_25/page-1.html)
- Canadian Alliance for Sex Work Law Reform v. Canada (2023年) — LEAF (Women's Legal Education and Action Fund) [https://www.leaf.ca/case\\_summary/canadian-alliance-for-sex-work-law-reform-v-canada-attorney-general/](https://www.leaf.ca/case_summary/canadian-alliance-for-sex-work-law-reform-v-canada-attorney-general/)

- Most Canadians Support Their Country's Equality Model Laws — CATW  
<https://catwinternational.org/press/most-canadians-support-their-countrys-equality-model-laws/>

**EU・欧州議会・欧州人権裁判所 (5-9)**

- 欧州議会決議 (2014年2月26日) "Punish the client, not the prostitute" (2013/2103(INI))  
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20140221IPR36644/punish-the-client-not-the-prostitute>
- 欧州議会決議 (2023年9月) — HRW 記事  
<https://www.hrw.org/news/2023/09/18/eu-harmful-prostitution-resolution-passes>
- EU 人身売買対策指令 2011/36/EU — EUR-Lex  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32011L0036>
- 欧州人権裁判所 M.A. and Others v. France (2024年7月)  
<https://www.jurist.org/news/2024/07/european-court-rules-criminalization-of-prostitution-in-france-not-a-violation-of-the-right-to-private-life/>

**国連特別報告者の2024年報告書 (5-9の表内)**

- A/HRC/56/48 (2024年6月)  
<https://www.ohchr.org/en/documents/thematic-reports/ahrc5648-prostitution-and-violence-against-women-and-girls-report-special>

以上